

二 地方行政と民衆運動

1 地価と地租

大阪市・奥座良太郎氏蔵

(一) 豊岡県各大区・城崎郡内等級表

(表紙)

明治八年八月十六日確定

豊岡県管下各大区等級表

奥座恭有

簡条

- 一 国限り大区等位相定可申事
- 一 全管下大区ノ等位相定可申事
- 一 昨年差出処ノ村位不^(適)の当有之分ハ取直シ可差出事

一 收穫米取調ノ義、但馬・丹波両国全大区ハ来ル廿日限り、丹後ノ国全大区ハ同廿五日限、帳簿可差出事

一 郷村社以上ノ境内地ハ従前税ノ有無ニ不係、自今除税ノ筈、改テ御達有之候条、従前有税地ニテ自今税地ノ積取調ノ分ハ取直可申事

但、村社以下ノ小社地ハ此限ニアラズ。

一 従前公有地野山等ノ内ニ自費開墾田畑地、直ニ其者ヲ持主難相定事情有之、官有地ト記シ差出候分ハ自今官地ノ処分ニ及候条、其旨相心得可申事

一 六尺五寸、或ハ三寸ノ步竿取用候分ハ帳簿上速ニ六尺竿ニ相改可申事

一 各大区村用懸以下改正調方抜群勉強ノ者有之候ハ、各前書早々差出可申事

全管轄等級表

壹等	水上郡 廿一大区 水上郡 廿六大区
二等	多紀郡 十九大区 多紀郡 十八大区
三等	養父郡 四大区 加佐郡 十三大区 与謝郡 十一大区 氣多郡 三大区
	天田郡 十七大区 朝来郡 五大区 天田郡 十六大区
四等	丹波郡 十五大区 中郡 十大区 出石郡 二大区 熊野郡 九大区

五等	二方郡 七大区 美含郡 八大区 加佐郡 十四大区 城崎郡 一大区
六等	与謝郡 十二大区
七等	七味郡 六大区

明治八年八月十六日決定

但馬国八郡各大区等級表

壹等	四大区
二等	三大区
三等	五大区
四等	二大区
五等	七大区
六等	八大区
七等	
八等	六大区

丹後国五郡各大区等級表

壹等	十三大区
二等	十大区
三等	十四大区

壹等	十一大区
二等	九大区
三等	十二大区

壹等	十五大区
----	------

丹波国三郡各大区等級表

壹等	二十一大区
二等	十九大区
三等	十七大区

壹等	廿大区
二等	十八大区
三等	十六大区

1石4斗4升 4合9勺6才	1 等	1石4斗9升 8合3勺3才	(1) 田方等級表	
下宮村 高屋村		祥雲寺村		
1石4斗2升 1合2勺3才		滝村 庄村		
内町村 法花寺村		飯谷村 戸牧村		
1石4斗1升 6才4		1石4斗9升 1合5勺		
新屋敷村		宮井村		
1石3斗9升 7合5勺1才		1石4斗8升 7合4勺7才18		
金剛寺村 氣比村		豊岡町		
1石3斗9升 9合		1石4斗5升 9合7勺7才		
新堂村		永井町		
		2 等		

但馬国城崎郡田畑宅地收穫地価利子村位表	明治八年改正	城崎郡	表紙	(二) 城崎郡田畑宅地等価利子村位表(作表)

1石7升 4合4勺	2合8勺5才	3合6勺1才	大谷村 目坂村	1石3斗5升 8才
下鶴井村	野垣村 上陰村 江本村 今森村 塩津村 吉井村 三原村	鎌田村 野上村	1石3斗 2合6勺2才	福成寺村 岩井村
6 等		1石2斗 1合8勺8才	簸磯村	3 等
9斗9升 1合4勺6才8	1石1斗 9勺9才	九日市上ノ町村 栃江村 馬路村 船谷村	4 等	1石3斗5升 8才
大磯村	九日市中ノ町村 瀬戸村	1石1斗9升 5合	1石3斗 2合6勺2才	森村 南谷村 山本村 辻村
9斗8升 8合3勺1才	1石1斗8合	小島村 江野村	畑上村	1石3斗4升 4合
木内村 大篠岡村 戸島村	湯島村 桃島村	5 等	1石2斗3升 7合3勺9才	上山村
9斗7升4合	1石9升 3合3才3	1石1斗1升 4合4勺1才	佐野村 結村	1石3斗2升 6合6勺5才
伊賀谷村	妙楽寺村	今津村	1石2斗2升 5合5勺3才	来日村
9斗7勺5勺2才		1石1斗1升	船町村 宮島村	岩熊村
駄坂村 日撫村 九日市下ノ町村			1石2斗1升	

(2) 田方利子表

1 等

6朱1厘 8毛
高屋村 新屋敷村 梶原村 津居山村 上陰村

2 等

6朱2厘
船町村 九日市中ノ町村 小尾崎村 一日市村 妙楽寺村 (下・中陰)景村 正法寺村 結村

7斗8升 9合
津居山村
7斗8升 3合6勺
百合地村

8 等
6斗4升 4合3勺4才
梶原村

8斗5升 7合8勺4才
楽々浦村 正法寺村
8斗2升 8合3勺2才
立野村

8斗1升 6合3勺2才
野田野上村 野田船町村 (下・中陰)景村 福田村 一日市村 河谷村 庄境村
8斗1升2合
野田宮島村

9斗5升9合
森津村
9斗9升 2合2勺2才
赤石村 中谷村
9斗2升4合
六地藏村 9斗3升3勺3才
野田村
8斗6升 9合4勺2才
小尾崎村
8斗5升 7合8勺4才
田結村

7 等

吉井村 岩熊村 赤石村 戸島村 氣比村 新堂村
--

7 等

6朱3厘
大谷村 滝村 宮井村 下鶴井村

今津村 畑上村 江野村 湯島村 桃島村 森村 祥雲寺村

6 等

6朱2厘 8毛
佐野村 江本村 今森村 塩津村 駄坂村 庄境村 戸牧村 岩井村

5 等

6朱2厘6毛
九日市上ノ町村 ^(町)
野田町
立野村 野上村 六地藏村 野田三ヶ村 小島村 百合地村 庄村 辻村 大篠岡村 福成寺村 目坂村 飯谷村 福田村 楽々浦村

中谷村 田結村 来日村 栃江村 南谷村 河谷村 簸磯村 日撫村 下宮村 宮島村 大磯村 鎌田村 伊賀谷村 上山村 瀬戸村
6朱2厘3毛 0 1 2 3
永井町

三原村 馬路村 法花寺村 野垣村 船谷村

3 等

6朱2厘 1毛58
豊岡町

4 等

6朱2厘 3毛
山本村 金剛寺村 森村 九日市上ノ町村 内町村 木内村

二 地方行政と民衆運動

8斗6勺 野田船町村	9斗5合 宮島村 野上村 江本村 塩津村	9斗9升 5合6才 九日市上ノ町村 佐野村 立野村	1等 1石1斗 9合8勺 気比村 1石7升 2勺 新屋敷村 1石3升 8合7勺4才6 大磯村 1石3升 7合9勺2才8 豊岡町
5等 7斗1升 6合9勺	4等 8斗7升 1合2勺5才 妙楽寺村	9斗7升 7合1勺4才 野田 ^(町)	2等 1石1升 8合2勺 森村 船町村
上山村 簸磯村 下鶴井村 山本村	8斗1升 3合4勺 野田野上村	9斗5升 9合1勺8才 永井町 9斗3升 六地藏村	3等 9斗2升 7合6勺 九日市中ノ町村 今森村
6斗9升 4合2勺 赤石村	8斗1升 2合4勺8才 九日市下ノ町村 一日市村	3等 9斗2升 7合6勺 九日市中ノ町村 今森村	3等 9斗2升 7合6勺 九日市中ノ町村 今森村
6斗7升 7合5勺 上陰村 (下・中陰)景村	8斗9勺 野田宮島村	3等 9斗2升 7合6勺 九日市中ノ町村 今森村	3等 9斗2升 7合6勺 九日市中ノ町村 今森村
6斗6升 5合5勺			

(3) 畑方等級表

目坂村 岩井村 野垣村 楽々浦村 正法寺村 戸牧村 桃島村	中谷村 森津村 鎌田村 4斗1升 5合6勺 日撫村 下宮村 馬路村 法花寺村 戸島村 三原村 今津村 来日村 伊賀谷村 江野村 船谷村 岩熊村 福田村	7等 4斗3升 8合2勺 駄坂村 木内村 大篠岡村 祥雲寺村 南谷村 新堂村 栃江村 宮井村 滝村 庄村 吉井村 大谷村 福成寺村 内町村 辻村	梶原村 庄境村 6斗4升 4合8勺2才 小尾崎村 6等 5斗8升 5合9勺 高屋村 河谷村 湯島村 5斗6升 3合3勺 小島村 結村 百合地村 飯谷村 畑上村
8等 2斗6升 8合5勺 瀬戸村 津居山村 田結村 金剛寺村			

(4) 畑方利子表

結 村 木 内 村 内 町 村 中 谷 村 小 島 村 畑 上 村 庄 村 百 合 地 村 駄 坂 村 大 篠 岡 村	6 朱 2 厘 5 毛 梶 原 村 上 陰 村 (下・中陰)景村 山 本 村 簸 磯 村 上 山 村 庄 境 村 下 鶴 井 村 赤 石 村	6 朱 2 厘 2 毛 九日市中ノ町村 九日市下ノ町村 宮 島 村 六 地 蔵 村 野 田 三 ヶ 村 塩 津 村 野 上 村 江 本 村 大 磯 村 一 日 市 村	1 等 6 朱 1 厘 8 毛9994 新 屋 敷 村 6 朱 1 厘 9 毛 船 町 村 森 村 立 野 村 野 田 町 九日市上ノ町村 今 森 町 佐 野 村 永 井 町
6 等 6 朱 3 厘 1 毛 船 谷 村 三 原 村 法 花 寺 村 栃 江 村 飯 谷 村 福 田 村	4 等 6 末 2 厘 6 毛 森 津 村	3 等 6 朱 2 厘 3 毛396 妙 楽 寺 村	2 等 6 朱 2 厘 1 毛727 豊 岡 町
	5 等 6 朱 2 厘 8 毛 高 屋 村	3 等 6 朱 2 厘 3 毛3496 小 尾 崎 村	

(5) 宅地等級表

40円81銭 一 日 市 村 大 磯 村 小 島 村 氣 比 村 野 田 野 上 村 野 田 宮 島 村	1 等 213円 豊 岡 町	伊 賀 谷 村 河 谷 村 湯 島 村 桃 島 村 宮 井 村 大 谷 村 滝 路 村	今 津 村 樂 々 浦 村 福 成 寺 村 目 坂 村 辻 村 祥 雲 寺 村 岩 熊 村 戸 島 村 岩 井 村 正 法 寺 村 氣 比 村 戸 牧 村 吉 井 村 新 堂 村 南 谷 村 日 撫 村 鎌 田 村 下ノ宮村
6 等 39円78銭 船 町 村 宮 島 村 森 村 立 野 村 佐 野 村	2 等 115円 湯 島 村	7 等 6 朱 3 厘 6 毛 野 垣 村 来 日 村 金 剛 寺 村 瀬 戸 村 田 結 村 江 野 村 津 居 山 村	
6 等 39円 9 銭 今 森 村 江 本 村 塩 津 村	3 等 83円88銭 5 厘 8 毛 津 居 山 村		
	4 等 54円 瀬 戸 村		
	5 等 41円49銭 九日市上ノ町村 九日市中ノ町村 九日市下ノ町村		

船谷村	9 等	木内村	簸磯村	野上村
	31円20銭	下鶴井村	戸島村	山本村
	梶原村	日撫村	桃島村	今津村
	庄境村	祥雲寺村	8 等	7 等
	百合地村	駄坂村	34円63銭	38円6銭
	法花寺村	大篠岡村	福田村	野田 ^(マア) 町
	金剛寺村	大篠岡村	滝井村	高屋村
	30円52銭	赤石村	宮井村	六地藏村
	内町村	結村	新堂村	上陰村
	辻村	33円95銭	岩熊村	妙楽寺村
目坂村	馬路村	森津村	小尾崎村	
畑上村	庄村	栃江村	37円38銭	
江野村	野垣村	岩井村	(下・中陰)景村	
10 等	福成寺村	河谷村	戸牧村	
27円43銭	楽々浦村	中谷村	正法寺村	
田結村	来日村	34円29銭	下ノ宮村	
伊賀谷村	吉井村	鎌田村	36円69銭	
三原村	大谷村	南谷村	上山村	
	飯谷村			

(三) 地価・地租算出表〔作表〕

(次ページ)

2 地価修正運動

(一) 氣比村の減租嘆願

氣比区蔵

(1) 追増免除嘆願書

以口上書御願申上候

当御管下第一大区式小区氣比村用掛り・惣代人一同申上候。先般中、地券測量相済候テ等級并收穫共土地柄ニ応シ田畑屋敷共実細総計取調奉差上候処、今般又候一同御呼出ニ相成、先達テ地券取調帳差出候へ共、今一層出精ノ上受印可致旨、御説諭被申聞、遂一承知仕

(三) 地価・地租算出表 (豊岡県第一大区(城崎郡)及宮島村・同野田分の場合) 銭未満四捨五入

明治8年10月「新税・旧税比較表」(作表)

地区	項目	反別(A)	此收穫米(B) <A×反当 <A×石高>	此代金(C) <B×石高 <4円39銭>	内、一五手料(D) (種別、肥代) <C×0.15>	残(B) <C-D>	地租(E) E× 0.29126	郡村費(G) <F× $\frac{1}{3}$ >	小計 <F+G>	残(D) <E- (F+G)>	地価(I) (※2)
第1大区	田	町反 畝歩	21756・731	95512・05	14326・81	81185・24	23646・19	7882・06	31528・25	49657・00	788206・23
	畑	549・9・9・22	大豆 4003・981	17137・04	2750・56	14566・48	4242・67	1414・23	5656・89	8909・60	141422・16
(城崎部)	毛地	101・9・7・04	(※3)				978・92	326・31	1305・23		32630・83
	計	2582・4・6・19				28867・78	9622・60	38490・37		962259・22	
同	田	9・6・0・06	(※1) 77・999	342・42	51・36	291・054	84・77	28・26	113・04	178・02	2825・77
	畑	4・9・2・05	大豆 46・094	197・28	29・59	167・69	48・84	16・29	65・13	102・56	1628・05
第3小区 (宮島村)	毛地	4・5・11					3・98	1・32		132・33	
<野田分>	計	14・9・7・22				137・59	45・87			4586・15	
同	田	5・4・6・29	(※1) 66・813	293・31	44・00	249・31	72・61	24・20	96・82	152・49	2420・50
	畑	4・3・9・02	大豆 39・005	158・38	23・76	134・62	39・22	13・07	52・28	82・34	1307・27
第3小区 (宮島村)	毛地	6・08					・65	・22		21・80	
	計	9・9・2・09				124・63	41・55			3749・57	

○(※1) 「城崎郡内田畑地收穫地価利子村位表」(別表)によると、宮島村野田分の田は反収8斗12・宮島村は1石2255(本表による計算は8斗1164・1石22144)で、「村位表」決定以後にも数字の変動があったらしい。

○(※2) 本表の計算によると、下記算式によって地価が計算され、そこから<×0.03>の地租が算出されることになる。

$$\frac{\text{米1石の收穫金}-\text{收穫金}\times 0.15}{\text{利子}(0.063)+\text{地租}(0.03)+\text{民費}(0.01)} \times \text{反収} = \text{地価(反当)}$$

○(※3) 反当石高(田1石1斗2升7合・畑大豆7斗2升8合)

候。然ル処、右村方ノ儀ハ先般等級并ニ收穫共土地柄不相応ノ次第二付、容易ニ御請難申上、無余儀苦情難涉ノ始末委細申立候テ漸総計取調帳差出シ候処、今度格外ノ追増被仰付、村中一同御受難申上、当惑ノ余リ不願恐御願申上候。元來、村方耕地田畑ノ儀ハ深沼底水ノ湿地ニテ干田ニハ難相成地面ニ付、麦作蒔付出来不申、且畑上山ヨリ流出候谷川大雨洪水ノ砌八囲土手堤防破損ニ及、御田所凡三步通、水痛、泥冠ニ相成、其上低場ノ分凡式歩五厘八海上ヨリ汐入ニテ年々皆無同様ノ不作ニ御座候。尤、畑上村・三原村分耕地ニ入交リ候場所、各村ノ收穫米ニ比較致候へハ格段相違仕候故、甚以難渋心配罷在候。且又、畑方ノ分ハ凡四分通八海辺ノ砂浜ニテ小嶋村畑地ニ入交リ候処、同村ハ收穫大豆三四斗、当村ハ六七斗ニ及候間、是又大ニ迷惑ノ事ニ御座候。其上、此度ノ追増御請申上候テハ迎モ御田地相統難出来、加之測量御検査ノ上歩増被仰付、

是又不容易儀、就テハ此上少分ニテモ増方ノ儀ハ御受難申上候間、前文田畑共土地柄ノ次第深ク御明察ヲ以、何卒先達テ差出候総計取調帳御納済ニ相成候様偏ニ御願申上候。然ル上ハ当稻作御刈タメシ被仰付、其上御取調被仰付候共聊違背仕間敷候。依之、右村用掛・惣代人連印仕、以口上書此段御願申上候。以上

右村

明治八年 惣代人 山本 伊助

十月 同 元井伊右衛門

同 尾崎治郎左衛門

野垣平右衛門

宮代庄右衛門

用掛 渡辺市重郎

正副区長 御中

(2) 等級修正嘆願書

嘆願書

但馬国城崎郡氣比村

右奉申上候。去ル明治八年地租御改正ノ際、地位熟查ノ上等級可相定筈ノ処、当村儀ハ調方不行届ヨリ田畑トモ高級ニ進ミ、畑地ノ分ハ收穫ノ寡少ナルヲ以テ貢租ニ不足スル場所多、隣村地位ト比較スレハ等級多分ノ相違有之、村民等テ難渋仕候へ共、一旦御治定相成候上ハ改正期限内御引直シ不相成趣拜承、不得止村中一層ノ節檢(檢)法ヲ設ケ漸ク収租仕来、昨明治十二年十月三十一日付ヲ以満期ニ向候間、御改正ノ節ハ御檢査ノ上御引直シ方出願仕候処、同年十二月廿日書面ノ趣追テ何分可相達事ト御指令有之ニ付、爾後御沙汰ノ程屈指罷在候処、本年第貳拾五号公布、明治十八年迄据置収税致スベキ旨御告示相成候処、当村ノ儀ハ曩キニ出

願仕候通御改正ヲ相待候折柄、此上五ヶ年据置相成候テハ難渋至極ニ付、何卒特別ノ御詮議ヲ以、実地御檢査ノ上至当等級ニ御引直シ被成下度、此段偏ニ奉懇願候。以上

右村

明治十三年六月六日

山本三良右衛門

同

尾崎治良左衛門

前書ノ通り願出ルニ付、奥印仕候也。

明治十三年七月六日

戸長 大江甚助

兵庫県令 森岡昌純殿

(3) 減租再願書

減租再願書

本年七月廿八日付ヲ以テ、明治十二年以降減租哀願書及ヒ御指令写相添、積年ノ情願書奉程、爾後未タ其何分ヲ不拝承、日夜憂慮シ寢食ヲモ不安折柄、目下地押御検査ニ際シ苦情百端、民心恰モ深淵薄氷ノ懷ヒヲ抱ケリ。若シ不幸ニシテ願意御採納ヲ不得トキハ我輩四方ニ奔走シ如何程論勵勸奨スルモ、或ハ方向ヲ失シ終ニ土炭ニ陥リ父子離散シ溝壑ニ転スルノ民枚挙ニ遑アラサル可シ。冀クハ前陳御洞察ノ上、減租御許容被成下、^(應)舉々熙々昇平ノ民タラシメン事ヲ謹テ奉再願候也。

兵庫県但馬国城崎郡気比村

地主惣代 尾崎治良左衛門

同 山本三良右衛門

同 渡辺 松五郎

明治廿年八月廿日

前書ノ通り願出ニ付、奥印仕候也。

城崎郡湯島村戸長代理

明治二十年八月廿日

用係 斎藤甚左衛門

兵庫県知事 内海忠勝殿

(二) 農民の抵抗

田中彦右衛門「簡齋日記」〔抜書〕日高町・山本良英氏蔵

^(明治八年十月)
三日 天気

○正午ヨリ地券會議。養源寺へ出勤致シ候事

同勤中山・木築・田中三人。

○養源寺ニテ會議決定、左ノ通。

但馬・丹波・丹後三国畑方^并宅地等級表(略)

八日 晴天

○地券取獲事件ニ付、但馬・丹波・丹後三国廿壹大区

正・副区長^并各小区戸長御呼出シ、則養源寺ニ於テ

集席、午前九時出勤、御官員大野権参事右仲殿始メ

大脇文・吉江精殿、外二八員、大藏省官員杉山・与田共御出席ニテ右取獲御切出シ被仰付、左ノ切出ノ上ハ、聊減少致シカタク候間、承知ノ上弁明イタシ受書印差出候様被仰渡候。則、御切出シ辻、左ニ写ス。

城崎郡壹大区

一 田反別千九百三拾町四反九畝廿三歩

此取獲米貳万七千七百五拾六石七斗三升壹合

反米壹石壹斗貳升七合

一 畑反別五百四拾九町九反九畝廿貳歩

此取獲大豆四千三百九斗八升壹合

反大豆七斗貳升八合

一 宅地反別百町八反七畝六歩

一 郷藏敷地反別四畝拾八歩

一 諸堂敷地反別壹町拾四歩

一 船小屋敷地反別貳畝六歩

一 温泉場反別貳畝廿歩

右反別百壹町九反七畝四歩

此地価三万貳千六百三拾円八拾三銭

反金三拾貳円

右御切出シニテ当区田方反米凡貳斗存シ込ミヨリ高ク出掛リ一同当惑致シ、当大区扱所引取、種々談判イタシ候。然ル処、九日午前九時、尚養源寺ニ於テ各区トモ受書印形差上候様被仰付候ヘトモ容易不成事ニ付、明日ノ受書願外大区聞合ノ事、猶又当大区ノ内、三、四ヶ村坪刈致し、内心見イタシ度、評議ニ相成、然ル歩竿寺町仲井幸一郎へ申付、今夕中ニ仕立可申付事九日 雨天、併雨少シ

○永井町分・新屋敷村分、耕地坪刈ニ田中彦右衛門・

沢田五郎二見分、随行人佐伯鷲太郎・田中市右衛門。

昼弁当アラヤシキ辻井源左衛門ニイタス。

○金剛寺村へ坪刈。足六左衛門・岡精一郎、随行人岡

谷藤右衛門・岩本徳兵衛。

○一日市村坪刈。副田喜兵衛・岸岡藤右衛門、随行人

仲井藤右衛門・衣川五郎兵衛。立野村并百合村^地へ。

凡百石計リノ処、悪敷所有之ニ付、刈タメシニ行。

○江本村坪刈。鯉江伝左衛門・喜多村協。随行人伊地

知三郎右衛門・佐伯五郎兵衛。

○地券収獲存外多分ノ御切出シニ付、右ノ通坪刈イタ

シ候処、存^外少ク大区扱所ニオイテ佐川・木築・田

中・沢田・副田・岸岡・岡七人種^心配イタシ既ニ午

後十一時ニ相成、退席。

○永井町分、新屋敷村耕地入組ニ付、両村ニテ坪刈七

ヶ所イタシ、先六尺ニテ^ツ壱坪ニ付壱升八勺・九合一

勺・八合五勺・六合七勺・八合式勺・六合五勺・壱

升一合八勺・^六升一合六勺、此七ツ割八合八勺

平均^{ほしがけ}干欠式割引ト見テ米三合五勺二才、壱反ニ付一

石五升六合。

○御県庁ヨリ被仰出候八千欠宅割式分五厘・六歩タマ

リト被仰候。

十日 晴天

○地券収獲受書ノ義ニ付、養源寺へ午前九時出勤候処、

権参事御差支ニ付、午後ニ被仰付、詰所へ帰ル。

○大区扱所ニテ収獲庁へ算方談判。

○午後十二時、尚亦養源寺へ出勤候事

十一日 晴天 朝ノ内、少クモリ

○収獲米御県庁ヨリ御切出シ、大区村々へ分配談事午

後一時ヨリ。

十四日 日ノ内、晴天。同夜、雨天

○右上県ノ節、大脇様へ出合候処、帰りニ地券局へ出

頭被仰付候ニ付、帰り地券局へ出ル。大脇様御アイ

被下候事

○午前十時、地券収獲談事出勤。

○副区長・正副戸長并測量下調掛り会議ノ節、決議左

ノ通り。

○御県庁御切出シ反米壹石壹斗貳升七合ノ処、郡反米八斗九升三勺引残り貳斗三升六合七勺差有り、此割三步反米ニ増シ残り七步步厘マシ、畑方ハ半方反米増シ、半方歩増、宅地モ畑方ニ準シ下ケ候事。正午決議ニテ退席。

十五日 祭礼。晴天

○心得ノ為メ大谷村用掛リ惣代人并旧立会人^(等)当呼寄、野見稲草坪刈イタス。然ル処、下川原くこ田ヨリ初田・流田・奈佐坂ニテ右字ニテ上・中・下、三ヶ所ニテ三ツツツ刈取ル。

○壹坪ニ付、平均九合五勺三才三三有ル。但シ、六尺竿壹坪也。

三十日 晴天、夜午前三時比ヨリ雨天

○收穫一条ニ付、宮井・庄・岩井・永井町分・新屋敷・大磯・駄坂・百合地・庄堺^(境)・六地藏・瀧ノ十一ヶ村

用掛リ惣代人御県庁応接所へ御呼出シ、則御掛リ大

脇様・吉江様御兩人御説諭。其砌り和田垣・木築・

田中・喜多村・副田出勤。右村々苦情申候へ共、壹

ヶ村モ御引方無之、先大区^(ツ)等級表收穫小前一筆毎ニ森出^(盛)シ候処、実以テ收穫無之候ニ相違ナクハ取直

シ候様、区々長へ届ケ熟談行届候上ナクテハ今收穫

下ケ遣シ候儀、決テ難出来段被仰付候事。然ル処、

受書印形右村断居候ハ如何、譬^(たと)受印イタシ候テモ右收穫実ニ無之候ハハ直シ可遣候趣、当^(まさ)受印イタシ不

申テハ県庁ノ切出シノ趣意相背キ候カ如何ト種々御

説諭ニ付、御受印ハ違背申間敷候へトモ、只々收穫

包隠シイタシ不申、收穫出シ候テ無之節ハ收穫御引

直シ被下候事ニ候ハハ御受印形可仕候ト申上候ニ付、

下県ニ相成候事

○宮井・岩井・庄三ヶ村ハ受書調印早々イタシ候様説諭イタシ候へ共、種々苦情申、一応村方へ引合相談

行届キ度候間、今晚中猶予被吳度段申、郷縮^(縮)マテ引

取申候也。

〔十一月〕
一日 雨天

○夜七時、岡理左衛門殿当詰所へ被越被申候ハ内談ニ

参り候。余ノ義ニテ無之、郡中ヨリ御県へ差出シ度

願書調印今日断イタシ候ハ如何、先般中ハ調印イタ

スヘキ段申、今更違約イタシ候ハ如何ト被申候故、

全ク違約ト申義ニハ無之、尤先般調印ハイタシ可申

積リニテ則願面モ少々加筆等イタシ居候処、其節不

計^(毛)御庁ヨリ御切出シ收穫米御受印形被仰付、無抛イ

タシ候有様、当時調印イタシ候都合テ参り兼候哉ニ

存候仕合ト申候処、同人被申候ハ、イヤ足立^并貴殿

兩人ニテ是ハ調印イタシ候テ可然事ト被申候ハハ外

戸長モイハイナク調印出来候義ト被申候。イヤ^(違)、

拙兩人ニテ外方^違、モ同様被申候都合決テ無之、一

同談事ノ事ト手續キ云々候へ共、何分一ト筋ノ存込

ミニ相違ニ相成候ニ付、同人一向^(七)年ヘトマリ不申

体ニテ彼是六ヶ敷云々被申候。何分、区長ハ上ミノ

役人、戸長ハ小区ノモノ、ソレニ此度ノ收穫米心配

不被下候テハ大区ノ邪魔イタサレ候訳ナト、種々ノ

立腹、且又大区大ハタンニ相成候間、明朝足立氏モ

呼ニ遣シ、早々一応談事イタシ吳度ナド、被申、何

分立腹ノ体ニ相見へ候間、先^(違)延慮イタシ、ウツク

シク申居候也。

二日 雨天、正午ヨリ少シヤミアアリ。

○郡中村々用掛リヨリ收穫割下ヶ直段嘆願書調印ノ義、

昨夜岡理左衛門殿内談ニ被越候ニ付、午前九時ヨリ

鯨江・副田・岡精一郎・拙トモ当小区詰所ニテ談判

イタシ候処、一同調印イタシ候都合ニ調へ不申候。

無抛、午後ノ四時、岡理^(岡理左衛門)御出被下候ニ付、断申候也。

八日 晴天

○百合地村養福寺 并 簸磯村福泉寺両寺へ大集会致シ度

廻状、元扱所ヨリ吟味有之候処、認メ人并頼ミ人相知レ候由、木築氏ヨリ承リ、然ル処、当小区へハ右ニ携候モノ無之、安心可致候也。

十八日 朝ヨリ小雨、九時比ヨリ雨天

○山本村岡利左衛門・船町村由月義左衛門・滝村

鷲太郎三人、巡查取手ニ向イ權參事様御取調ニテ、

カンソウ場へ差入ラレ候趣、二方ヤ伝左衛門ヨリ知

セ呉ル。但、五時三十歩也。

十九日 晴天

○早天、大区詰所出勤イタシ山本村岡理左衛門外二人

御召捕ニ相成候ニ付、於大区モ心配ノ儀アイサツニ

參、其砌リ承リ候処、昨五日百合地村養福寺・簸磯

村福泉寺両所ニテ集会無届廻状イタシ候申ヒラキ難

出来外、御取調モ有之哉、委細相分兼候事。然ル処、

右三人別々ニカンソウ牢へ被仰付候様子承リ候。

○岡理左衛門外二人カンソウ牢へ被仰候次第ニ付云々

ノ当区内村々廻章ヲ以、相達候也。

○岩井村惣代人今井清兵衛・今井孫助倅綱太郎・今井

作右衛門三人、銘々退役願書持參候テ云々被申候。

各々事柄寄ル收穫一条ニ付、ヨロシキ廉有之候ハハ

随分イツ方迄モ取継キイタシ候へ共、村役人一同一

時退役イタシ候杯、取継キ出来不申、アマリく勸

弁無之ト申スモノ、決シテ取継キ候事難出来、断申

置、大区扱所へ集会ニ出勤ス。

○大区扱所へ会議。和田垣・木築・足立・岡・副田・

上島・拙七人、尤当区出掛リ一同出可致様申參候へ

トモ折節、割席ニ差へ候。上島・拙兩人ニテト先

承呉候義出掛リ被申候ニ付、兩人出勤ス。会席一条

ハ收穫不服村々十一ヶ村納リ方談事也。種々談判イ

タシ候テモ何分六ツケ敷事件ニテ種々ニ談決ハ元ニ

モトリ候テ、トントハカドリ不申、何分明廿日夕着

クニテ先般收穫一条ニ付、出席候。測量下調一同集

会ノ事治定、退席。

○岡理左衛門殿外三人カソウ牢へ被仰付候ニ付、大区扱所ニテ承候所、七疊敷ノ間へ他ヨリ先入ノモノ多分ニテ六人、七人位モハイテ居様子、時分柄ノ寒冷相催ニ付、フトン入度候テモ甚タ六ツケ敷、願書ヲ以テ願濟ニテ可入由。入候節、フトンノ中ニ何ソ包アルカト誠ニテイネイ改メ候役人アル。弁当入度段願ヒ候テモ相叶不申トノ事、此カソウ牢ト申ハ前年幕府ノ節、座敷牢トカ申、第一カルキ牢ニテモ右ノ次第、本牢ニテハ誠ニ此世ノ地獄ト申スニ違ナク、ヲソロシ事^(キ)

廿一日 晴天

○永井・新屋敷取種一条ニ付、用掛リ・惣代人ノモノトモ大区扱所へ呼出、昨夜集会人当外、足^(立)六左衛門・岡精一良・喜多村協・福井儀兵衛、^(メ)廿七人立合、兩村存意承リ、又存シノ儘申議論決定ニ相成カタク、

彼是申ス内、正午ニ相成、一同弁当ニテ論判ノ事。

明治五年申・酉^(同六年)・戌^(同七年)三ヶ年田方平均米ト此度地租

米ト比較候ハ、永井ニテ五、六斗旧米ヨリ減ス。新屋敷ニテ三石余旧米ヨリ^(増)マス。然ル処、是迄御受印形イタシ候村方モ、^(多分)タフン有之、左候ハ、エライ村方モ多分有之候間、承服被致度、種々ノ苦情被申候へ共、一ツモ立兼候ニ付、用掛・惣代トモ一ト先引取、小前へ一応談事致度、暫時猶予イタシ具候。小前一同へ談事ノ儀ハ尤ニ候へ共、其元衆中ハ如何被存候哉、其元衆中ノリ^(了)ウケンニテ説論ハ納リガタク元^(マ)元衆中ハ事柄相分り候ハハ、外ノ者ハ不承知申度トモ其元衆中ノ心服可承ルト差詰メ候処、新屋敷ノ義ハ先銘々トモハ御受可申心得ニ候へ共、トモ角小前へ一応談事イタシ不申テハ、イヨク御受申候ト申ス義、難出来故、午後七^(時)マテニハ返答可申間、何卒今暫時引取願ニマカセ返ス。

○永井町ハ当詰小前呼集メ一応談事度故、今暫時延引頼ミ候。然ハ談事方ハ被致候テ可然、然ル処、其元衆中ハ御受被致候哉、又ハ不服ニ候哉、如何被存候段相尋候処、惣代人長二郎義ハイツレ御受可申義ト存候ヘトモ是非小前ヘ談事申度間、延引返^(答)トフノ義御延引被下度段申候。又、用掛リ又右衛門ハ何トモ私見込無之、然ハ其元ハ小前呼寄候モノ用掛リマカセト答ヘ候ハハ、其節ハ如何被成候哉、ソレデモ御受無之ト申候処、其節ナレバ御受調印イタシ可申ト申ス。右永井小前呼寄候モノト申ハ、当町ニテ上分ノモノ、先由利三左衛門・保田勘左衛門・滝田清兵衛・塩屋久次郎・鳥井山三郎・松本長三良^六人、内由利三左衛門・滝田清兵衛兩人ハ先ヘ引取、四人其元ノ存慮候哉、イヨ^く返答イタサレ度ト差詰メ候所、先達テ用掛リ惣代人同様ノ事一向筋立不申、只々ニ少分ノ苦情ノミ申ス。少分ノ苦情ハイツ方ヘ

モ有之候間、ソレハ用ヒカタク、各々方ハ当市中ニテモ重立、且又事柄モ相分ルベク人^物ブツ、イツトモ返答被致度ト押詰メ^く候処、明朝迄延引願度由申候。火急ノ義故、今夜十二時迄ニ是非返答相待候約定ニテ、然ル処下掛一同ハ先引取、返答ノ義ハ区長承ル由ニテ出掛リ退席ス。

○正副区長ノ内、一人正午上県可致御廻達ニ付、木築上県被致候事。右両村談事ニ引承居候間ニ木築上県被仰付次第承ル。

○権令様・権参事様・御座間ニ大脇外一人、^六四人ニテ御面会、一同呼出シ候ハ一昨日^(地指改正局五等出仕)桜井権ノカミ御出テニ付候処、隣り県ハ皆々収穫高ク当県ハ第一下タニ候。マシ方桜井被申候。然ル処、権参事様被申候ハ下夕方ニテ収穫不申出、無抛県庁ヨリ切出シ候。今更下夕方ヘ増方難申付、譬ヘ拙者免役候トモト先此度ハ是迄取極メ候反米ニテ御取計被下度段御心

配被成候趣。桜井権ノ頭被申候ハ、タトヘ免役被成

候ニテモ隣県ニナラヒナクヒクキ候間、大蔵^省少ヨリ

増方申候テハ、カエテアシキ由ニ談事、イタシカタ

ナク当管下平均反米ニテ六合田方多マシ、サルカワ

リ畑方タカク^{前リ}ヘツ目ニ付、不申分ケモ有之候間、畑

方ニテ引、田方ヘマシ候間、左様心得トノ被仰由ト

木築氏ノ咄シニテ、正副戸長一同アレハテ一言ノ

コトハモナク心配イタシ候事

○新屋敷ハ今暫時談事落チ合兼候間、明朝迄延引被下

度、イツレ延引ニ相成候ハハ、ヨキ返事申上ベキ心

得ニ有之候トノ返事也。

○永井町ハ御受不申トノ返事也。

三十日 雨天、誠ニ寒風

○岡理左衛門・佐伯鷺太良・由月儀左衛門、三人トモ

御免、出牢ニ成ル。

○五小区滝村収獲ノ義、大区割賦ノ通り承服、御受イ

タシ候事。但シ、是ハ其小区説論ニテ納リ候也。

○一小区永井町・新屋敷両村トモ大区扱所へ呼出シ、

御官員大脇様・羽室様御出張ニテ取調ニ相成、大区

割賦ノ通り承服御受致候由承ル。昨廿九日夜也。

一^{十二}月 雨天

○後年ニ心得ノ為メ記置候。大区中ニテ捨壱ヶ村不服

苦情申張、先月廿五日ヨリ当日迄種々苦情申張り候

テ大小区掛り一同へ心配相掛ケルハ余リ別段ノ難波

ト申義ニハ参リ不申、御受申候村方ノ内ニモ多分収

獲難出来困リ居候。先、旧貢租ニ比較候時ハ^{（罪居住地）}大谷村杯

トハ格別ノ難波、其外多分難波村モ有之候へ共、此

度ノ収獲割付ノ義ハ、御県庁ヨリ当大区へ反米平均

壱石壱斗式升七合田方ニ御割付、各村々へハ大区・

区戸長^并惣代人・測量下調掛り一同集議ノ上取極メ

割方イタシ候事故、譬へ御県庁ニテ何共被成方無之

筈ト見留^{（認）}メ、左候テハ引下ケ候ハハ其割米助呉候村

方無之テハナラヌハズ、其助ケ候村方ハ無之候故、
イツマデ願ヒ候テモ埒明ケイタシ不申ト速ニ見留メ、
難渋ナガラ御受申候儀ニ有之候間、後年ニテモヨク
くくくく 勘考ノ上、心得アツテ可然事

(三) 地価修正申請書

大阪市・奥座良太郎氏蔵

上 請

兵庫県但馬国城崎郡僻在ノ小民、謹テ平山・谷両秘書
官台下ニ白ス。小民等向キニ我兵庫県庁へ明治八年改
租以來未確定ノ耕地地々価ノ修正ヲ願出タル処、追テ
何分ノ処分ヲ与ラル可キ旨、本郡長小西甚平ヨリ伝諭
セラレタリ。右ハ県知事ヨリ御省へ申請スルモノト
思料了スルニ付、左ニ要旨ヲ陳ヘテ県知事カ御省へ上願
ノ執達ヲ仰ク。抑、旧豊岡県ニ於テ取定メナリシ現賦

ノ地価タル、明治七年第五拾三号當時取定ナル可キ地
価ハ五ヶ年ヲ經テ修正確實タルベキノ公布ニ拠リ仮定
ノ地価ナリシ処、五ヶ年ノ後明治十三年五月第廿五号
ノ公布アリ。繼テ十七年地租条例ヲ頒布ナリシモ本郡
ノ若キハ仮定ノ儘未タ修正ヲ施サレサル未確定ノ地価
ニシテ、地租条例ノ実施ニ撞着スルモノナキヲ得サル
ノ実況ニコレアリ。故ヲ以テ今般、地価修正ヲ県知事
ニ上願スルニ至レリ。尤、八年改租ハ仮定試験ニ出ル
ノ意ヲ解セサルニ非ラサレトモ、其不適當ノ著明ナル
アルヨリ當時ヨリ以來修正ヲ願出ルハ十有余年ヲ重ね
テ連々続ルナク、年トシテ願書奉呈セサルナシト云ヘ
トモ、御成文上御詮議ヲ蒙ル能ハサリシナリ。(ほの)側カニ
聞ク、本年御省ヨリ地価修正ニ関スル趣意書ノ府県官
へ付セラレタルモノナリト。小民等伺知ルヲ得ルモノ
ニ非スト云ヘトモ、幸ニ現時地押調査ヲ行ハルルアリ。
且、七年五拾三号・拾三年式拾五号ノ公布、其上願道

絶タルノ悲況ニ際スルヲ以テ明治八年取定メナリシ地
価ノ算率ヲ得サルト地位不適當ナルヲ陳シテ県庁へ願
出タル次第ナレバ、国位地位以下民力労働等、其地価
不適當ナル事、実ハ県知事へ申請シアルニ因リ、茲ニ
贅冗ヲ省ク。仰キ望ム、特別修正ノ後、適當ノ地価ヲ
付セラレ確乎不拔国民均一ノ恩威ヲ蒙ランヲ。庶幾ク
ハ台下小民上請ノ熱望ヲ棄テラレス、乙夜一展ノ勞ヲ
与ヘラレ宜シク執達ヲ賜ラン事ヲ祈ル。小民等恐陳ノ
至リニタヘサル也。

兵庫県但馬国城崎郡

豊岡中町

杉本和三郎

(他に、豊岡寺町・同小尾崎町・佐野村・駄坂村・河谷村・
岩井村・福田村・滝村・上山村・瀬戸村(二名)・祥雲寺
村・森村・宮島村、各總代一名、計十四名氏名、略)

大蔵大臣

秘書官

平山成信殿

谷謹一郎殿

(明治二十年八月三十一日)

3 戦争と軍役

(一) 明治前期の軍役

(1) 徴兵請合証書

田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

徴兵出勤請合証書

一 当未ヨリ戌迄大坂兵部省出勤、四ヶ年詰ノ事
(明治四年) (同七年)

一 勤役中、衣服食ハ兵部省ヨリ御下ケニ相成候見込

ミノ事

一 月給金三兩宛、兵部省ヨリ御下ケ渡ノ見込ニテ、
外二郡中ヨリ毎年七月十日・十二月十日兩度ニ金七
兩宛、拙村庄屋へ御渡被下候定メ、若月給見込ミ違
ノ節八一年ニ付、金五拾兩ニ相成候様、季明ノ節ハ
郡中ヨリ御渡被下候約定ノ事

前書ノ通、納得ノ上請合候上ハ勉強勤役仕候。若、
年限中自儘ニ脱走等致、不勤仕候節ハ郡ヨリ請取候
給金、無滞返納可仕候。為後日請合証書差上申候。

明治四辛未正月 城崎郡岩井村

以上

芳平

伴 徳右衛門

庄屋 金左衛門

城崎

両大郷長所

○大郷長から各村役人中徴兵人当に発した「徴兵規定書」に
基き、被徴兵者とその親、及び庄屋が差出したもの。後書
以外は同文。

(2) 西南戦役戦闘日誌〔抜書〕

国立市・小林善雄氏蔵

〔表紙〕

明治十年十月

戦闘日誌

出征第一旅団東京鎮台歩兵第一連隊

第一大隊

(明治十年九月)

同二十四日

本日城山岩崎谷攻撃戦状
(鹿尾島)

本日、城山東北ノ賊塁、即チ和田原山ヲ攻撃スヘキノ

命ヲ受ケ同日午前第二時、選抜ノ二中隊ヲ率ヒ西田村ヲ発シ、^(はし)枚^(は)衛^(ゑ)ミ^(み)潛行、永吉村ヲ經テ宇治瀬ノ社ヨリ右折シ、草牟田村ニ出テ夏陰谷ヲ入ル。然ルニ時機未タ少シク早キヲ以テ、暫ラク兵ヲ此ニ憩ハシム。第三時二十分該地ヲ発シ幽谷ヨリ山上ニ登リ、右折シテ行ク事数丁、又左折シ第三時五十分和田原山ノ賊塁右側ノ竹柵ニ^(ツ)近^(ツ)キ^(ツ)賊^(ツ)塁^(ツ)ヲ^(ツ)離^(ツ)ル、^(僅二百歩計リ)合図ノ発砲ヲ待ツ。而シテ、仰テ塁上ヲ遙ニ望メハ賊兵二名四方ヲ展望スルアリ。乎時第四時合図ノ発砲アルヤ否ヤ、直ニ第一ノ竹柵ヲ押倒シ進ム事数十歩、又第二ノ竹柵アリ。我兵又之ヲ押倒ス。此時、彼ノ展望兵初メテ我進撃ヲ察ス。声ヲ発シ呼子ヲ吹キ援隊ヲ呼フ。於此、我先鋒隊、其塁ノ右側ヨリ縦横ニ攀躋シ、銃鎗ヲ以テ勇奮進撃遂ニ塁上ニ登ル。然ルニ賊兵狼狽発射スル僅ニ二発、塁ヲ捨テ走ル。我援隊此機ニ乘シ吶喊進撃(此時、右後山上ノ賊塁ヨリ劇シク我援隊ノ右側ニ発火シ、其進撃ヲ

妨ク。然レトモ、我兵之ニ屈セス。一二目的ノ賊塁ニ攀躋ス)全ク目的ノ賊塁ヲ取ル。而テ、直チニ工兵ヲシテ此地^{并ニ}其右側ニ保塁ヲ築カシム。暫クシテ河野・吉田両少佐来リ(我先鋒此ノ塁ヲ取ヤ直ニ別働第二旅団ノ先鋒之レニ次ク。須臾^(ニ)シテ第二旅団ノ先鋒亦之レニ次ク、共ニ協議シ各一小隊ヲ殘シ此塁ヲ守ラシム。黎明ノ頃ハ、我隊先鋒トナリ隊ヲ二道ニ分チ、又進テ南北ノ山上ヨリ岩崎谷ヲ劇射セリ(此進撃ノ途中、賊ヲ斬ル、尤モ多シ)。然ルニ我先鋒ノ隊、新選旅団ト共ニ賊魁等ヲ該地ヘ囲ミ、第七時頃四方ヨリ進撃、遂ニ賊魁等皆誅ニ伏ス。依テ直ニ兵ヲ収メ、略取スル塁上ニ引揚ク。某等以下、凡ソ五、六拾名ヲ斬ル(進撃尤劇シク、遂ニ其姓名不記者数十名アリ。其姓名分明セル者ヲ記スノミ)、^(珠)降人^(道)凡ソ三、四十名、取金大凡五、六千円、其ノ他小銃并ニ彈藥等若干アリ(此役ヤ進撃踴躍スルノ恐レアルヲ以テ、各兵トモ決テ分捕ニ目

ヲ懸クヘカサルヲ命セリ）我傷者僅カニ兩三名ノミ。

○筆者の小林資敬は豊岡藩士小林為克の嫡子として嘉永二年十二月に生れた。維新後、職業軍人となり第四旅団に属し西南の役に従軍。当時、第一連隊第一大隊副官・中尉。陸軍少佐として日露戦役に従軍中発病、後送されて自宅療養中死去。明治三十八年六月六日。

(3) 常備軍服役割符及び下付申進状

伊地智浅江氏藏

日八月三年二十治明			
省	軍	陸	兵庫県但馬国城崎郡下宮村住 平民農
	步兵第 貳百八 拾七番	作太郎弟	
右大坂鎮台常備軍三ヶ年服役申 付候事		森 嶋 近 造	

其受理内、下宮村平民作太郎弟森嶋近造ナルモノ常備軍服役割符、其筋ヨリ回送相成候ニ付差回候条、本人へ下付方御取計有之度、此段申進候也。

但、割符落掌ノ上、請取書可被差出、而シテ入営ノ義ハ追テ其筋ヨリ被達候条、本人他行等不致様御申置有度、此段為念申添候也。

十二年四月十九日 城崎郡役所
美含

城崎郡下宮村

戸長

伊地智三郎右衛門殿

○森嶋近造は安政五年六月二十日生。

(4) 軍人大友安藏顕彰碑

軍人大友安藏碑陰記

際國家變亂之時、欲戡定其變亂、莫先于兵、而四方之民獸奔禽竄所以免為囚虜者、亦莫先乎兵焉。國家無兵則國非、其國甚矣兵備之急、於國家不待智者然後知也。今上即位大政維新革兵制、解武門武士之常職、明治五年乃詔頒徵兵令、置陸海二軍、全國男兒至二十歲則盡編于兵籍、於是乎兵農一致、我國之兵可謂備矣。七年佐賀之變、九年山口・熊本之亂、十年鹿兒島之役、皆賴陸海二軍、以致戡定。是以凱旋之日、朝廷檢其功績賜賞爵各有差、其戰死者合祀諸於靖國神社、歲時祭之以伝不朽。可謂死者有余榮矣。大友安藏吾但馬國城崎郡六地藏村人也。家世為農、父作治郎以病讓家長男源治郎。安藏為其弟。明治七年四月二日入營於大坂鎮台、編步兵第十連隊第一大隊第三中隊、十年四月二十日常備期滿乃編第一後備軍、而及鹿兒島役起、復編別動隊第一旅団步兵第一連隊第一中隊、從軍于鹿兒島。六月二十四日薩之大明神岳之戰進擊奮戰、被重創翌日死矣。

葬鹿兒島祇園洲、享年二十四歲。當時非將校士卒敢死戰鬪、戡定之則國之安危未可知也。而僅六閱月賊勢窘蹙得奏覆滅之功者、莫不由安藏等奮戰勇鬪之功焉。然則安藏之死有功於國者也。出有功於國者鄉里之榮也。刻其功于石、以勵將來報國者、鄉里父老之志也。亦安藏之榮也。為安藏子作碑陰記。

明治十四年四月

那須純一郎撰

強成社建之

石工 天野六兵衛

○碑は小田井県神社境内に現存。

○強成社は明治十四年初頭、豊岡で結成された自由民権運動団体。那須純一郎は明治九年、兵庫県吏として豊岡に赴任、当地で最初のカトリック伝導活動を行なった。

(二) 日清・日露両役と豊岡

明治二十七年七月

有志者

石井正治郎 (他、十一名氏名、略)

(1) 応徴兵士慰勞義捐金を募る

「豊岡区文書」豊岡市蔵

義捐金収支ノ概則

一 義捐金ハ豊岡居住ノモノニシテ予備・後備応徴兵士ヲ犒ヒ、又ハ該父母妻兒ニ対シ生計ノ補助ニ充ツルモノトス。

一 義捐金ハ豊岡銀行へ保管ヲ托スル者トス。

一 支出方法ハ、豊岡町長ニ托シ首唱者立会協議上支出スヘシ。

一 義捐金ハ、他日和戦ノ結果ニ從ヒ尚武拡張ノ用ニ供スルモノトス。

首唱者

豊岡青年会

佐川恒太郎 (他、六名氏名、略)

(2) 日清戦役戦勝祈願

「豊岡区文書」豊岡市蔵

兼テ郡役所ヨリ諭達相成候通、本月廿七日ヨリ来ル九月二日迄七日間、皇国戦勝兵士健全ノ御祈禱日吉社ニ於テ執行致候。就テハ貴町内在郷兵士及現役入営兵士姓名御取調ノ上、至急御通知被成下度、且九月二日ハ即チ満願日ニ相当シ、同日ハ可成挙テ御参拝相成様、且九月一日ノ夜各戸軒釣献灯、及二日午前六時ヨリ各戸国旗、祭典ノ敬意ヲ表スル為メ差出スヘキ旨、無洩御通知被成下度御依願申候也。

祭式ハ左ニ

来ル九月二日ノ満願日午前九時祭式執行ス。同十時在

郷及入営兵士家へ神札供物授与式、同十二時直会式。(なおらじ)同式ニ御神酒差出入。

日吉神社

社司

明治廿七年八月廿八日

豊田町管理者様

(3) 日清戦役祝勝祭

「豊田区文書」豊岡市蔵

明治二十七年九月廿三日举行

陸海軍大勝利表祝順序

天皇陛下御真影ヲ当郡役所内ニ奉置相成ニ付、午前八時ヨリ正午ヲ限り、衆庶随意ニ参拜ノ事
但、洋服ナレハ礼服又ハフロックコート、和服

ナレハ羽織袴(羽織ノミニテモ) 着用シ、不敬
ニ涉ラサル様特ニ注意スヘシ。
(苦シカラス)

一 神武山ニ於テ当町氏神三社連合シテ、午前十時祝祭ヲ行ヒ、了リテ直ニ各町ニ神酒ヲ配賜シ、衆庶ニ之ヲ戴カシム。

但、神酒配分ノ方ハ各町管理者其勞ヲ取ルヘシ。

一 各町内ノ少年子弟ヲ以テ混成隊ヲ編製シ、午前七時小田井社ニ集合シ、各町巡回シ、了リテ神武山ニテ休憩シ、隊長ノ指揮ニ従フ事

一 各町新思想ノ諸賑合ハ総テ随意タルヘシ。

但、充分活発ニ祝意ヲ表スヘキハ無論ノ事

一 宴会ハ各町適宜ニ举行スルモノトス。

一 余興トシテハ

手踊 ニワカ 造り物
生花 盆栽

(4) 軍人遺族援助

妙楽寺区蔵

(表紙)

明治廿七年旧十二月
 軍人遺族へ犒報規約
 八条村ノ内 妙楽寺村

第壹章 規約細則

第壹条 本規約ハ村内議決ヲ以テ之ヲ定ム。

第貳条 本規約年限ハ自明治卅貳年至明治卅四年迄満三ヶ年間トス。

第三條 満期ノ節ハ村会ヲ開キ異事更正スル事

第貳章 各兵召集區別及送迎条目

第四條 一、現役近衛師團歩騎工砲輜重兵及輸卒

二、予備・後備、戰時・事變召集ノ際

第五條 予備・後備演習ノ為メ徵集ノ際

第六條 入營ノ節ハ各自国旗携帯、外ニ有志流旗ヲ製

シ出兵士ヲ見送ル事

第七條 各兵士出戰後帰国ノ節ハ兼テ有来(ありきたり)ノ赤大国旗

ヲ以テ出迎ノ事

第八條 出戰々死ノ弔碑費途等ハ臨時村内協議ヲ以テ之ヲ定ム。

但シ、屯營ニテ病死ノ者、同上。

第三章 賦課(マコ)法方

第九條 右、賦課法方ハ左ノ項目ヲ以テス。

一項 村内ハ甲乙丙丁四組ニ分チ賦課ス。

二項 甲組ハ毎年壹戸ニ付、金拾五錢

三項 乙組ハ毎年壹戸ニ付、金拾貳錢

四項 丙組ハ毎年壹戸ニ付、金六錢五厘

五項 丁組ハ毎年壹戸ニ付、金貳錢五厘

但シ、右賦課金ハ壹兵士ノ稿報ニシテ、壹名ヲ増

加スル毎ニ之ニ準拠ス。

第四章 稿報法方

第十条 第壹章第四条・第五条ノ場合ニ在テハ左ノ項

目ニ依テ之ヲ報与ス。

一項 甲乙丙三組内ノ人ニシテ出兵シタルトキハ、

毎年金若干ヲ傭入人夫ノ些少ヲ表スル為、賃金

トシテ報稿ス。

二項 丁戌組ノ内、出兵人アルトキハ便宜取計ヒ、

金ヲ米ニ換ヘ報給ス。

第十一条 第貳章第五条ノ場合ニ在テハ第四章第十条

ノ半額ヲ報ス。

但シ、兵役無キトキハ稿報賦課セズ。

(中略)

右条々堅ク遵守スル為、各区捺印候也。

(各組の氏名、略。明治三十二年の改正で編成変え。戊組を追加)

右世話掛員

明治二十年

友田 由蔵

至二十九年

河本 繁蔵

「世話掛員」
(戊組)

明治三十二年

友田森之助

至三十四年

河本 繁蔵

(5) 日清戦役戦没者追悼法要

「豊田區文書」豊岡市蔵

人二第一四〇〇号ノ二

別記ノ如ク当町内光行寺ニ於テ征清軍戦死病歿者追弔
法会執行ニ付テハ可成多衆参詣為致度キ旨、郡役所ヨ
リ申来リ候条、汎ク参詣可致様各戸ヘ無洩御通知相成

度、此段及御通達候也。

明治二十八年七月四日

豊岡町役場

豊田町管理者

永野 瀨殿

城崎・美含・気多郡役所

豊岡町役場御中

(6) 尚武会

河本禎一氏蔵

城崎郡尚武会規約

第一章 総則

写

二第一二三八号ノ一

城崎・美含両郡真宗本願寺派僧侶申合、征清軍戦死并ニ

病歿セシ忠魂ヲ慰メンガ為メ、豊岡町光行寺ニ於テ本

月七日・八日両日間追弔法会執行候ニ付、可成多衆参

詣候様致度旨、有志者惣代光行寺外ニケ寺住職ヨリ申

出候条、忠死ノ靈追弔慰藉ノ為メ汎ク参詣候様貴町内

有志ノ向ヘ御通知相成度候也。

明治二十八年七月三日

第一条 本会ハ平素、郡民ノ尚武心ヲ養成シ、軍人ヲ

款待シ、有事ノ日ニ方リテハ郡民拳テ充分ノ力ヲ致

シ、軍人ヲシテ奮テ其本分ヲ尽サシメ、且在郷軍人

ノ志氣ヲ振作セシメンカタメ兵談会ヲ開クヲ以テ主

旨トス。

第二条 本会ハ城崎郡尚武会ト称シ、事務所ヲ城崎郡

役所内ニ置ク。

第三条 本会ノ事務細則及兵談会ニ係ル会員心得書、

其他本規約施行上ニ係ル必要ノ事項ハ会長ノ定ムル
トコロニ依ル。

第二章 會員

第四條 本会々員ヲ分テ通常・特別ノ二種トス。本籍・

寄留ヲ問ハズ本郡内ニ住居スル戸主ヲ以テ通常會員
トシ、委員會ニ於テ本会ニ対シ功勞アリト認メタル
モノ、又ハ毎年金壹円以上ヲ抛出スルモノ、若クハ
一時金五円以上ヲ寄贈シタルモノヲ以テ特別會員ト
ス。

(中略)

第八條 会長ハ本郡長、幹事ハ郡役所吏員ニ依嘱シ、
評議員ハ支部長ヲ以テ之ニ充ツ。

(中略)

第六章 支部

第十七條 各町村ニ本会支部ヲ置キ城崎郡尚武会某町

村支部ト称シ、事務所ヲ町村役場内ニ置ク。

第十八條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク。

支部長 壹名

主事 若干名

世話掛 若干名

第十九條 支部長ハ各町村長、主事ハ各町村役場吏員
ニ依嘱シ、世話掛ハ各大字毎ニ一名トシ其区域内會
員ノ互選トス。前項ノ選舉事務ハ支部長之ヲ取扱フ
モノトス。

(中略)

第七章 軍人款待

第二十三條 現役兵入營、又ハ滿期帰郷及帰休ノ節、
並ニ在郷軍人召集応召又ハ解隊帰郷ノ節ハ支部ニ於
テ鄭重ニ送迎ノ式ヲ行フモノトス。

第二十四條 本郡在住ノモノニシテ現役入營ノトキハ、
餞別トシテ金五拾錢ニ慰勞状ヲ添へ贈与スルモノト
ス。

第二十五条 本郡在籍ノモノニシテ現役在營在艦中、

帰休或ハ満期帰郷ノトキ、善行証書・下士適任証書、

其他貴重スヘキ証憑ヲ有スルモノニハ慰勞状ヲ贈リ、

其上等兵以上ニ進級シタルモノニハ左ノ金員ヲ添
フ。

上等兵ニ昇リタルモノ 金壹円

下士ニ昇リタルモノ 金貳円

第二十六条 戦死・病死セシモノ、又ハ疾病傷痍ノ為

メ除隊セラレタルモノ及ヒ非常召集ニ応シ出役セシ

モノノ家族ニハ、評議員会ノ議決ヲ以テ弔慰料一時

金又ハ扶助金ヲ贈与ス。

第二十七条 簡閲点呼ノ召集ニ応シタルモノニハ、一

人金七錢ヲ弁当料トシテ贈与ス。

第二十八条 徴兵抽選惣代人旅行シ宿泊ヲ要スルトキ

ハ、一人金貳拾五錢ヲ贈与ス。

第二十九条 徴兵官・簡閲点呼士官等ノ軍人來郡ノ節

ハ本会ヨリ之ヲ待遇シ、軍事上ニ就キ演舌談話等ヲ

請フ事ヲ得。

第三十条 軍隊行軍又ハ演習ノ節ハ懇切ヲ旨トシ、諸

事軍隊ノ便宜ヲ図リ応分ノ斡旋ヲナシ、相当ノ待遇

ヲナスモノトス。(下略)

第三十一条 軍隊行軍又ハ演習ノ節ハ、各支部ヨリ委

員ヲ派出シ送迎スルモノトス。

第三十二条 軍隊行軍又ハ演習ノ節、要セシ待遇費ハ

本会ヨリ支弁シ、其支部ニ於テ行フタルモノニ対シ

テハ本会ヨリ幾分ノ補助スルコトアルベシ。

第八章 兵談会

第三十三条 本部ヲ六部ニ分チ、每部ニ兵談会ヲ設ケ、

城崎郡尚武会第何部兵談会ト称ス。(下略)

(中略)

第四十二条 兵談会員ハ在郷諸兵トス。(下略)

(中略)

第四十四条 兵談会ニ於テ講修スヘキ科目、左ノ如シ。

一 在郷軍人ノ心得

二 軍人ニ必要ナル法律・命令、其他軍事教育ニ関

スル件

三 忠臣・義士・義民ノ事跡及其逸話等

四 撃 劍

五 射 的

右ノ外、会長ニ於テ必要ト認ムルモノ。

第九章 経 費

(中略)

第四十六条 通常会員ハ(地方税戸数割免除者ヲ除ク)

会費トシテ毎年四月十五日限り金弍銭ヲ世話係ニ差

出スモノトス。(下略)

(中略)

第五十二条 飾磨郡薬師山招魂祭弔祭料ハ本会ヨリ支

出スルモノトス。

(中略)

第五十四条 本規約ハ明治九年七月一日ヨリ施行スル

モノトス。

(下略)

(7) 入営壮行会等自粛のすすめ

「豊田區文書」豊岡市蔵

一 第四三七号

近来新兵入営ノ際、親族知己或ハ近隣組合ノ者其行ヲ
壮ンニセンカ為メ競ツテ見送ヲナシ、中ニハ縮緬又錦
ノ旗ヲ贈リ父兄又ハ子弟ノ入営ヲ祝シ、巨多ノ費用ヲ
惜マズ盛宴ヲ張り、家計裕カナラザルモノモ交誼上止
ヲ得ズ借財ヲ以テ開宴スル等、一種ノ弊ヲ生スルアリ。
之等ノ弊害ヲ可成矯正致度ト存候間、予メ及御打合候
也。

明治三十一年十月十九日

豊岡町役場

豊岡町管理者 御中

(8) 豊岡町在郷軍人会

「豊田區文書」豊岡市蔵

在郷軍人会設立趣旨

我カ神州、宇内万国ニ冠絶シ武威ヲ海外ニ發揮セシ所以ノ者、是レ素ヨリ大元帥陛下ノ御稜威ニ頼ルト雖モ亦日本全国ノ兵固有ノ忠勇ヲ外ニ奮ヒ士民敵愾ノ志氣内ニ溢ルルニ由ラスンハアラズ。抑モ、富国強兵ハ国家ノ権力ヲ伸張シ国家ノ安寧ヲ維持スルニアリ。然リ而シテ、今ヤ東洋ノ風雲變幻極リナク怒濤狂瀾亦測ル可ラス。干戈ハ争ニ起ル。盟約何ソ恃ムニ足ラン。天

ノ未タ陰雨セサルニ先チ桑土ヲ採ラスシテ可ナランヤ。之レヲ採ル、如何セン。武備ノ拡張・兵力ノ充実、之レ也。武備ノ拡張・兵力ノ充実ハ尚武ノ氣象ヲ養生スルヨリ先ナルハナシ。茲ニ於テ豊岡在郷軍人会ヲ組織シ軍事ヲ研究シ氣胆ヲ養成鍊磨シ、且ツ地方ノ軍事思想ヲ奨励シ、第二ノ繼承者タル子弟ヲ涵養スルヲ以テ目的トス。近年、各地既ニ已ニ此ノ会ヲ組織スル益々盛ンナリ。信(まこと)ニ国家ノ慶事ト云フベシ。翻テ我カ豊岡地方ヲ一顧セハ実ニ稜々不振ノ悲運ニ沈淪シ、尚武ノ和魂共ニ忘レタル者ノ如シ。軼(うた)タ慨嘆ニ堪ヘズ。殊ニ豊岡ノ地北海ニ瀕シ大ニ慮ラサル可ラサルヲヤ。今、此ノ会ヲ設ケ地方尚武ノ發達ヲ謀リ相共ニ奮励シテ聖恩ニ報ヒ益々国威ノ發揚ヲ計ラン事ヲ期ス。

發起人

明治廿六年六月

小林資敬

原庄七

付言

此ノ会ハ生産の事業ニ非サルヲ以テ博ク中心トナル諸君ノ賛同ヲ得テ義捐・寄贈ニ依リ創設シ、且ツ維持スルニ在レバ、同胞ノ君子冀クハ微衷ヲ察シ国家ノ為メ協力賛成アラン事ヲ請フ。

豊岡町在郷軍人会規則

第一 本会ハ豊岡町在郷軍人会ト称シ、事務所ヲ

(空白)町ニ置ク。

第二 本会員ハ、本会ノ趣旨ヲ遂行セン為メ左ノ事ヲ

挙行ス。

- 一 軍人集会 并ニ軍事講話
- 一 競点射撃会・銃槍試合・野外演習
- 一 其年入営兵ノ為ニ行フ予備講習会
- 一 体育器械ノ設備
- 一 天災又ハ公務ノ為ヨリ生スル正会員死傷者ノ義

助

第三 本会々員ハ左ノ三種トス。

- 一 正会員 在郷陸海軍人
- 一 普通会员 軍人以外ニシテ一円以上ノ寄付者

一名誉会員

在郷以外ノ名誉アル軍人
 軍人以外ニシテ一時金十円以上ノ寄付者
 同毎年三円以上ヲ寄付シ総額十円以上ニ達シタル者
 本会ニ対シ特別功勞アル者

但シ、会員ノ寄付金ハ県下ノ一新聞ニ広告ス。

第四 本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

- 一 会長 在郷軍人中高級將校ニシテ本会ヲ代表シ会務ヲ総轄ス。
- 一 幹事 会長ノ指名ニシテ会務ヲ処理シ、定員四名ノ内一名ハ会計事務ヲ分

掌ス。但、其任期ハ各二ヶ年トス。

一 名誉幹事 名誉會員中二名ヲ互選シ、本会基

本財産保管ノ責ニ任シ、且ツ会務

ニ参与ス。但、其任期ハ各二ヶ年

トス。

第五 本会定期總會ハ春秋二回トシ、臨時会ハ役員会

ノ決議ニ依ル。其開期ハ共ニ会長ヨリ通知スルモノ

トス。

第六 本会ノ經費ハ、基本金ノ利子及ビ會員ノ寄付

并ニ正會員ノ醸金ヲ以テ之ニ充テ、毎年決算ノ上剩

余アル時ハ基本金ニ繰込ムモノトス。

第七 本会ノ存立ハ永続ヲ期スルモノトス。

第八 有事ノ際、本会ノ保管ハ町役場ニ委託スルモノ

トス。

(9) 日露講和問題但馬大会

『但馬新聞』明治三十八年九月二十八日

宣言書

閣臣ノ同意シタル講和条件ハ不法屈辱ヲ極メ、上ハ宣
戰ノ大詔ニ悖戾シ、下ハ挙国万衆ノ一致セル国論ヲ輕
視シ、開戰当初ノ目的タル東洋平和ノ保障ヲ確立スル
ヲ得ス、外列國ノ嘲笑ヲ招キ、内國民ノ元氣ヲ銷沈ス。
吾人深慨アリ痛憤何ゾ堪ヘン。全但馬國民ハ宜ク協力
一致、以テ条約ヲ打破シ此不法ヲ敢テシタル閣臣ニ迫
リ、速ニ処決シテ以テ上下ニ謝スル所アラシメサルヘ
カラス。茲ニ吾人ノ意志ヲ宣明シ、左ノ決議ヲ為ス。

一 我全權ノ議定シタル講和条件ハ、開戰ノ目的ト戦
勝ノ効果ヲ滅却シ東洋ノ平和ヲ保障スルニ足ラサル
不法屈辱ノモノト認ム。吾人ハ挙國一致、之ヲ打破

センコトヲ期ス。

一 閣臣ノ举措ハ、国論ヲ輕視シ国家ノ大計ヲ誤リタ

ルモノト認ム。宜シク速ニ処決シテ以テ上下ニ謝ス

ヘシ。

第二^(ママ) 枢密院ニ電報案

開戦ノ目的ト戦勝ノ効果ニ伴ハサル条約ハ国民ノ忍

フ能ハサル所ナリ。帝国前途ノ為メ之カ破棄ニ努メ

ラレン事ヲ望ム。

但馬国民大会

枢密院議長・侯爵 伊藤博文殿

○「講和問題但馬大会」は明治三十八年九月十三日豊岡町神武
山公園で開催された。

(三) 兵事・忠靈塔

(1) 明治・大正の軍役

『城崎郡役所事績』

第十二章 兵事

第一節 徵募・服役・召集

陸海軍兵の徵募・服役・召集は共に郡長缺掌事務の
内重要なるものにして、徵兵にありては町村長より提
出する名簿に依り検査準備の事務を完成して遺算なき^(ママ)
を期し、徵兵^(ママ)署開始に際しては徵兵官となり入營に際
しては郡長自ら之を引率し、又は郡書記をして引率せ
しむるを例とす。

海軍志願兵に在りては毎年郡書記を各町村に出張せ
しめ、之が勧誘に努め検査の際は徵兵官と為り之を完
結す。

召集事務に在りては常に充員召集・馬匹徴発等の準備を完備して有事の日に備へ、其の他演習召集・教育召集の事務を扱ひ簡閲点呼に列席し毎年^(かわ)渝ることなく今日に及べり。

連隊区管轄は郡役所設置当時は大阪第四師団歩兵第二十連隊に属したるも、明治二十九年師団増設の結果管区改正せられ、第十師団管下に属し福知山連隊管轄となる。

明治三十四年管区改正の結果、鳥取連隊区管下に属したり。

明治四十一年、亦管区改正により福知山連隊区管下となる。其の後、大正五年改正により鳥取連隊区に属し現今に至る。

第二節 戦時事変事務

郡役所設置中、戦時事変とし郡長の直接其の事務に与りしは明治二十七、八年戦役・明治三十七、八年戦

役及大正三年乃至八年の戦役なりとす。

明治二十七、八年戦役に際し、充員召集の下令を受けたること六回。

召集せられたる人員

陸軍 二百六十四名

海軍 二十四名

戦病死者 二十八名

明治三十七、八年戦役に際し充員召集及臨時召集・

国民兵召集等の下令を受けたること七十一回に及ぶ。

召集せられたる人員

陸軍 一千九百八名

海軍 三十九名

戦病死者 百八名

(イ) 軍需品の調達

馬糧大麥の徴発二回に涉り九百七十五石一斗・糧秣四千九百八十九貫を徴発せり。(下略)

(ロ) 国庫債券募集回数 五回

配当額 百五十八万円

応募額 百七十二万三千五百円

人員 六千三百三十五人

(ハ) 臨時事件公債募集回数 四回

配当額 二十二万円

応募額 二十三万四千八百円

人員 千三百二十一人

(ニ) 軍資金献納

金額 二千六百八十七円四十五銭

人員 二百三人

前項(イ)(ロ)(ハ)各項に就ては各吏員を町村に派し町村長を督励し、又吏員を有志の訪問勧誘に努めたる結果予期以上の効果を挙げたり。

後援事業としては明治三十七年九月、郡に尚武会を設け町村に支部を置き、救護・慰藉・弔祭等に努むる

こととし、就中救護のことは永久に持続するの方針を執り其の町村支部を督励、之が実行に努めたり。

明治三十七年二月より同三十八年十月迄に救助したる人員左の如し。

戦病死者遺族 四百八十四人

内 救助を要せし者 四十四人

家族の救助者 百七十三人

廃兵家族 百七十人

内 永続救護を要する者 十九人

以上は町村の状況と家族生活状態とにより同一ならざるも、総て其の実施上常に之を監督し、吏員をして生活の状態を観察せしめ、其の救護上充分ならざるものは或は補救の方法を協定せしむる等、之が斡旋に当らしめたり。

(中略)

大正三年乃至九年の戦時に関し大正七年八月二日及

同月二十四日の二回動員下令に接し所定の措置を採る。

つゝあり。

召集せられたる人員 三十九名

(中略)

事故のため応召せざる者 六名

第十四章 救恤救護

(中略)

(中略)

第三節 在郷軍人會

第二節 軍事救護

帝國在郷軍人會は明治四十一年創立、各連隊区を支部とし町村の軍人會を分会とし来りたり。

越えて大正二年一月、規約改正に依り郡に連合分会を設くることとなり、本郡連合分会は大正二年三月成立し、当時郡長町村長を名譽會員として郡連合分会及町村分会の為に常に斡旋尽力し来り、尚ほ在郷軍人會をして健全なる發達を促さんが為め、大正六年度より

大正六年七月軍事救護法發布、大正七年一月施行に際し、明治三十七、八年戰役の爲め戰病死者遺族並現役兵家族等にして生活困難なる者を調査し、同法に依り救護の恩典に浴せしむる爲め精細なる調査を遂げ、爾來毎年現役兵家族にして同法の救護を受くべき程度の者に対しては可及的法の主旨を説示し、此の恩典に浴せしめ居れり。

同十一年度迄毎年金百円乃至三百円ずつ郡費を以て連合分会事業費へあて所定の事業を遂行せしめたるが、

同法施行以來毎年、受くる被救護者を示せば別記の如し。

郡制廢止に依り郡の補助は廢せられたるも町村分会に

戰病死者遺族 一名

對しては町村費を以て補助せしめ分会の發達に努め

右は同法施行以來引続き救護を受け現今に至る。

廃兵 二名

右は大正十五年五月震災火災の被害を蒙り為に救護を受け現今に至る。

現役兵家族 大正七年 八名

(下略)

(2) 忠霊塔の建設

正見孝二郎氏蔵

豊岡町忠霊塔建設趣意書

帝国在郷軍人会豊岡町分会

忠霊塔建設の趣意を述べて大方諸賢の義心に訴ふ忠肝義胆、君あるを知りて己あるを識らず、国あるを知りて家あるを識らざる我忠勇なる帝国軍人が幾多の危難を冒して風発電撃の妙技を演じ、籌策神の如く遂に其の全軍を東亜の天地より駆逐したるは、是れ洵に光

輝ある曠古の偉功にして一死以て此の偉業に貢献せる勇士の義烈は永久不滅の名誉となさざる可からず。

然りと雖も、彼の功成り名遂げて故国に凱旋し終生勇士の榮譽に酔ふと、血潮を青草に瀝ぎ屍を曠野に横たへ骨を馬革に包み歲月と共に人の来り弔するも稀なる勇士の上を思ふ時、其の間自ら幸不幸の怨なき能はず陣歿固より悲惨ならずと雖も、彼此交々脳裡に銘して痛嘆禁ずる能はざるものあり。

惟ふに帝国の今日ある、将又昭和恵沢に浴するもの、是れ実之等忠勇なる軍人の賜物にして、何人か之れに報ゆる所以の途を講ぜざる可けんや。

是に於て、今般本町出身戦死陣病歿諸勇士の忠魂を永遠に弔祭し其の勲功を江湖に表し因て以て其の芳烈を千古無窮に伝へんが為めに忠霊塔（納骨堂式。総予算壹万六千円）一基を建立し、以て英霊を慰めんとす。願れば日清日露の役を去る事既に三十有星霜、此間先

輩諸士が之を企図し中途にして止むもの幾度、切齒扼腕徒らに宿年の嗟嘆之を久しうす。

然るに偶々昭和六年九月十八日、突如として滿州事變勃発し、我が生命線の擁護と東洋平和の為に皇国正義の軍に従ひ熱河に進撃するや万里の長城線界嶺口の戦鬪に河関伍長の花と散るあり、今や又腰慶嶺小城子の討匪に於て成田上等兵の玉碎するを見る。

其の壮烈果敢、鬼神をも泣かしむるものあるを思ふ時、何ぞ之をしも尚拱手傍觀するに忍びんや。

此際蹶然立つて之を江湖の有志諸賢の義心に訴へ、以て本義拳の完成を期せんとす。

然れども世は挙げて財界の不況に沈衰する事多年、今や一陽來復の萌ありと雖も其經濟動態全く安定の域に達せりと言ふを得ざるを如何せんや。

(さもあらばあれ) 遮、遺烈徒らに没して世に見ゆるなくんば千載の恨事何時の日にか達するを得ん。

彼を想ひ之を按じ(うた)転た望羊(証洋)の嘆を禁ずる能はず、而も多年の宿望たる懸案なるに於てをや。

熾烈なる赤誠の熱望幸ひに各位の贊助を得て、(マヤ)快然富者の方燈・貧者の一燈も共によく協力同心の誠を致され以て忠魂を弔し賜はらば、豈生等畢生の幸のみならず護国の鬼と化して皇天皇土を守り給ふ故塚本中佐以下二十五柱の忠勇なる英魂も亦以、地下に冥し欣然たるものあらむ。

今や神城山王山に地を卜して、近く其の工を起し以て千古に不朽の偉烈を伝へんとす。

夫れ皇威是に由りて益々崇く、国光是に由りて愈々揚り、国民の義烈を喚起し愛国の熱情を鼓吹する事僅少ならざらん。蓋し、銃後の国民の責務の一端を果し得るものと信ず。

大方の諸賢諸有志、希はくば生等の微衷切々たるものあるを容れられて本義拳の完成を期せしめ給はん事を。